

様式9(第2条関係)

譲渡担保財産から徴収する旨の通知書							
納税者又は特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称						浜 第 号 年 月 日	
						様	
地方税法第14条の18第1項の規定により、あなたの滞納金額のうち次の徴収金額を譲渡担保財産から徴収するため、譲渡担保権者に告知しましたので通知します。						浜松市長 印	
滞 納 金 額							
年度	税 目	通知書番号	期別	納 期 限	税 額	延 滞 金	備 考
譲渡担 保権者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
譲渡担保財産から徴収する金額						円	
譲渡担保権者に告知書を発した日							
譲渡担 保財産							
<p>延滞金は、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の割合を乗じて計算した金額です。</p> <p>納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間について、年14.6パーセント (平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間については各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)</p> <p>納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント (平成25年12月31日以前の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合、令和3年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合))</p> <p>この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p>							
注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。							